

議 第 67 号

令和元年9月3日提出

熊本城ホール条例の一部改正について

熊本城ホール条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本城ホール条例の一部を改正する条例

熊本城ホール条例（平成29年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条中「桜町3番13」を「桜町3番40号」に改める。

別表第1コインロッカーの項を削る。

附 則

この条例は、令和元年10月13日から施行する。

（提出理由）

熊本市住居表示に関する条例（昭和38年条例第42号）に基づき、熊本城ホールに住居番号が付されたこと等に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。